

# 煙火消費許可申請の手引き

－花火大会を開催するにあたって－

令和6年2月

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

－ 目 次 －

第1章	花火大会に必要な諸手続き	1
第2章	消費許可申請書について	3
第3章	「煙火消費における保安距離の基準（神奈川県）」 の運用について	7
第4章	安全対策について	9
第5章	大会当日に行うこと	12

< 様式類 >

・ 火薬類消費許可申請書	14
・ 火薬類（煙火）消費計画書	16
・ 火薬類消費許可申請書記載事項変更届	17
・ （別添1）保安管理組織図	18
・ （別添2）緊急連絡体制図	19
・ （別添3）地震時における煙火消費場所に関する緊急 処理作業標準	20
・ （別添4）煙火消費実施状況チェックリスト	21
・ （別添5）煙火消費報告書	22
・ （別添）参考様式 火薬類消費許可申請書（別紙）に 記載した煙火のうち、斜め打ちを行う煙火の詳細	23

# 第1章 花火大会に必要な諸手続き

## 1 火薬類消費許可を受ける

- (1) 火薬類消費許可申請書は、原則として主催者の代表者名で行う。
- (2) 申請は、消費場所を所管する各地域県政総合センター又は消防保安課へ行う。  
申請に先立ち、多くの場合花火打揚げをする場所の所有者の土地使用承諾書を取り、申請書に添付する。  
(例) 河川敷の場合は、土木事務所、国土交通省の地方河川事務所
- (3) 打揚げには、煙火消費保安手帳（（社）日本煙火協会発行）を所持している経験者が当たる。申請書には打揚従事者名簿を添付する。
- (4) 申請書は2部（海上の場合は3部）提出する。なお、1部は打揚場所の所轄の警察署に回付され、警察の意見照会が行われる。
- (5) 申請書は、1ヶ月前までに提出する。
- (6) 申請手数料として、7,900円を要する。
- (7) 現地調査、警察の同意を得て「煙火消費許可証」が交付される。  
なお、申請内容に変更が生じた場合は、変更届が必要。煙火の種類、数量（増加）、目的、日時や危険予防の方法に変更があったときは新たに許可申請をしないおさなければならない。申請はよく留意して行う必要がある。

## 2 所轄の消防署に「煙火打揚届」を提出する

煙火消費許可申請書と同じ記載事項を添付して所轄の消防署に打揚届を2通提出し、内1通に受付印を押印してもらう。なお、一定数量以下の許可を要しない打揚げの場合も打揚届は提出する。

なお、消防署への届出だけで無許可で打揚げられる範囲は次のとおり。

打揚煙火（観賞用）

直径 10cm 超え、14cm 以下の球形煙火	10 個以下*)	} 25 個以下*) } 75 個以下
直径 6cm 超え、10cm 以下の球形煙火		
直径 6cm 以下の球形煙火		

\*) すべての上限を満たすことが必要

仕掛け煙火（観賞用）

仕掛け煙火に使用する焰管の数	200 個以下
----------------	---------

その他

爆竹（一定規格で一連 30 本以下に限る）	300 個以下
-----------------------	---------

## 3 航空法の許可通報手続きを行う

飛行場の近くや、航空路に当たるところで花火を打揚げるときは、色々な規制がある。地域により打揚げの禁止や高度規制がされ、空港長（管理事務所）の許可をうける場合と通報を要するときがある。

#### 4 海上保安庁の許可、港湾局の許可、漁業組合の承諾、その他の手続きを行う

船の航行が激しい港や、海上でハシケ（台船）を使って打揚げるときは海上保安庁・港湾局などの許可が必要。また、漁業組合の了解や保安距離内にある住宅等の承諾を求められることもある。

#### 5 警察署の許可、連絡了解を取る

保安距離の中に道路があるような場合や観客席に道路を使用するときは、警察署の許可が必要。

#### 6 運搬許可を取る

多量（火薬量600kg超）の煙火を運搬するときは公安委員会（警察署）の運搬許可が必要になる。通常は打揚業者が行う。

#### 7 打揚災害賠償責任保険に加入する

社団法人日本煙火協会では、花火打揚げ時に第三者損害が発生した場合に賠償に応ずる保険に加入している。併せて主催者においても同様の保険に加入しておくことが望ましい。

#### 8 警告、広報を行う

花火の残さいによる損害の補償はいくつかの免責特約があり、全額補償はされない。また、自動車の屋根などの汚れは打揚当夜に早く拭きとれば跡にならない。トラブルを起さぬ配慮として、必要に応じ警告、広報をする。

#### 9 関係町内会（自治会）等への事前通報を行う

花火大会の開催にあたっては、周辺住民からの理解が不可欠であることから、関係町内会（自治会）等へ事前にポスターやポスティング等で周知しておくことが望ましい。

状況によっては、花火の音を不快に感じる方もいるほか、飼育動物（ペット、家畜）が驚いて暴れて怪我をするといった事例もあることから、花火の規模に関わらず周辺地域には事前の周知を図ること。

## 第2章 消費許可申請書について

### 1 申請書の提出先

申請書は、別表により消費地を管轄する許可権者あて提出する。

### 2 煙火消費許可申請に必要な書類

(1) 火薬類消費許可申請書〔様式第29(規則第48条関係)〕

(2) 煙火消費保安手帳の写し、若しくは従事者名簿

従事者全員の写し、若しくは名簿とし、総括責任者、現場責任者、黒玉処理者を明示すること。名簿には、氏名、住所、年齢及び手帳番号を記入するとともに、全体の人数を明記する。

(3) 火薬類(煙火)消費計画書〔第3号様式(施行細則第5条関係)〕

この消費計画書には、次の資料を添付する。なお、保安距離を短縮する必要がある場合は、その旨を消費計画書に記載する。

ア 保安管理組織図(別添 1)

イ 緊急連絡体制図(別添 2)

ウ 地震時における煙火消費場所に関する緊急措置作業標準(別添 3)

エ 消費場所への案内図

オ 消費場所付近の見取図

縮尺率、方位を記載し、消費場所を中心とするおおむね半径400mの範囲の保安物件に対する距離を記入する。

斜め打ちを行う場合は、筒を傾ける方向が分かるよう、方位や主要な建築物等の目標物を記載する。

カ 打揚場所の配置図

縮尺率、方位を記載し、打揚筒、仕掛煙火、煙火置場、火気の取扱い場所、点火位置及び退避場所等の配置状況並びにその間の距離を記入する。

キ 煙火置場の構造、材質

煙火置場の構造、材質を記載する。寸法についても可能な範囲で記載する。

打揚筒等の設置場所と20m以上の距離がとれない場合には防護措置についても記載する。

ク 打揚従事者及び手元に置く煙火の防護措置

人が直接火種で点火する場合等手元に煙火を置く場合に必要。

ケ 保安距離を短縮する必要がある場合の方法等

保安距離を短縮する必要がある場合は、その方法等具体的方法を記載する。

コ 打揚筒等の設置固定方法等

煙火の設置固定方法、特別な取扱を要するものについてはその方法を記載する。

斜め打ち、空中に設置固定するもの、ロケット等空中を推進するものについては必ず記載する。

斜め打ちを行うものについては、事前に発射の衝撃で角度、方向が変わらないことを確認した方法（試射結果や他者による実績）が具体的にわかる資料を添付する。

サ 保安距離を協議する必要がある場合

保安距離の協議を要する場合には、煙火の仕様、取扱方法及び消費現象に関する資料を添付する。

シ 実施、中止の判断基準、方法、時期、連絡方法

ス 斜め打ちの詳細等

斜め打ちを行う場合は、火薬類消費許可申請書の「火薬類の種類及び数量」欄に記載した煙火のうち、斜め打ちを行う煙火の詳細（種類、大きさ、数量、仰角）を記載した書面を添付する。（別添 参考様式）

併せて、仕掛煙火の斜め打ちにおいては、煙火の到達距離や火の粉の飛散範囲の根拠となる資料を添付する。

（資料の例）

- ・消費状況が分かる写真や図、距離の測定方法が記載された実際の消費事例や試験打ちの結果
- ・煙火の仕様書（二次加工する場合、その出典を明記する）
- ・科学的根拠に基づく計算書

なお、5号玉超の煙火の斜め打ちを行う場合は、2.5号玉以上の斜め打ちを実施した実績（消費日、消費した煙火の書類や大きさ、事故の有無等）を記載した書面を添付する。

(4) 警備計画

警備計画には、次のものを記載する。

ア 主催者の警備組織（警備組織図、警備責任者、警備員総人数）

イ 主催者の警備計画

打揚場所の配置図を中心に保安距離内に観衆その他の人が立ち入らないよう定めた立入禁止区域の明示、立入禁止境界線の設置方法、警備員の配置計画（位置、人数、時刻、役割）を記載したもの。

なお、交通規制等を行う場合には警備計画に含めて記載する。

ウ 警備計画には、花火打揚げの準備段階から消費までの時刻を追った警戒区域を設定する。

前日、煙火搬入時、搬入後、準備作業中、消費開始前、解除条件など。

山の場合　　：例）車道、登山道の閉鎖

河川の場合　：例）釣り人、ウインドサーファー、水上バイクの退去

海、湖の場合：例）同上、サーファー、釣り船、遊覧船の退去

煙火が搬入されてから消費までの間の保安距離の確保についても考慮する。

警備解除は、煙火業者が安全確認を終了するまで解除しない。安全確認がなされるまで、保安距離内に観客等が侵入しないよう警備を継続すること。

(5) 同意書等

建築物等の所有者等に対し、煙火消費上の保安物件とみなさないことについて

書面で同意を得ている場合、又は消費場所の使用許可等を取得した場合には、これを添付する。

### 3 許可を受けた内容に変更があった場合

火薬類消費許可申請書記載事項変更届[県様式第19号]を、知事又は地域県政総合センター所長に提出する。

なお、火薬類の種類及び数量、目的、日時（期間）並びに危険予防の方法に変更があった場合、改めて消費許可を取り直す必要がある。

### 4 火薬類（煙火）消費許可申請書の記入方法

- (1) 代表者：行事の最高責任者
- (2) 名称：申請者の名称。任意団体（実行委員会等）の場合は、責任関係の分かる資料を添付する。（注1参照）
- (3) 事務所：申請者の事務所
- (4) 職業：申請者の業種。実行委員会の場合は、代表者の職業
- (5) 住所：実行委員会の場合は、代表者の住民票に記載されている住所。
- (6) 種類数量：煙火の種類ごとの数量
- (7) 目的：申請者が考えている正式名称を含め、目的を明瞭に記入する。書き切れない場合は、別紙に詳細を記入する。
- (8) 場所：煙火を消費する場所（配置図を添付する。）
- (9) 日時：複数日にまたがり、それぞれの時間帯が異なる場合、年月日と最大の時間帯を申請書に記入し、詳細は別紙に明記する。  
具体的な消費予定時刻については（）内に記載する。さらに、順延の有無も記入する。順延がある場合は年月日及び時間帯を明記する。
- (10) 危険予防の方法：具体的に記入する。例えば「危険区域を設定します。」「消火設備を設置します。」等だけではなく、どこに設定・設置するのか場所や方法を具体的に記入する必要がある。

（別紙の記入方法）

- (11) 小型煙火：規模（筒の内径、長さ）、数量を明記する。
- (12) 枠物：保安距離の関係で枠の大きさ（横幅、高さ）を明記する。
- (13) 滝：保安距離等の関係で滝の大きさ（長さ、高さ）を明記する。

（注1）

申請者が「実行委員会」の場合、組織の位置づけや構成は種々のものがある。

事例1： 連合自治会の内部組織として実行委員会をつくっている。

事例2： 昨年と同じ名称を使っているが、全く別の構成員が実行委員会をつくっている。また、事務局が名目上と実際で異なる。

事例3： 昼間を含むイベント全体の実行委員会と夜間実施する花火大会の実行委員会が別組織になっている。昼間のイベントを行っている最中に近くで煙火消費の準備を行う。

(別 表)

## 申請書類提出先

許可権者	提出先	所在地	電 話	管 轄 区 域
神奈川県知事	くらし安全防 災局 防災部消防保 安課	横浜市中区 日本大通1 県庁西庁舎内	045 (210)3475	横須賀市 鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町
県央地域 県政総合センター 所長	環境部 環境保全課	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎内	046 (224)1111	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
湘南地域 県政総合センター 所長	環境部 環境保全課	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎内	0463 (22)2711	平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 伊勢原市 寒川町 大磯町 二宮町
県西地域 県政総合センター 所長	環境部 環境保全課	小田原市荻窪350-1 県小田原合同庁舎 内	0465 (32)8000	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町

(注) 横浜市、川崎市、相模原市、秦野市内で煙火消費を行う場合の申請先は次のとおり。

- ・横浜市 : 横浜市消防局予防部保安課  
[所在地] 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-20  
[電話] 045 (334) 6407
- ・川崎市 : 川崎市消防局予防部保安課  
[所在地] 〒210-8565 川崎市川崎区南町20-7  
[電話] 044 (223) 2756
- ・相模原市 : 相模原市消防局消防部危険物保安課  
[所在地] 〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15  
[電話] 042 (751) 9137
- ・秦野市 : 秦野市消防本部予防課  
[所在地] 〒257-0031 秦野市曾屋757  
[電話] 0463 (81) 0119



## 第3章 「煙火消費における保安距離の基準（神奈川県）」 の運用について

### 1 保安物件の総合的対策について

#### (1) 同意

建築物等の所有者等に対し、煙火消費についての危険性、保安対策の方法及び損害が生じた場合の補償内容等について十分説明し、煙火消費上の保安物件とみなさないことについて書面で同意を得ること。

#### (2) 災害対策

耐火性建築物以外の建築物等を防災シートで覆うなど安全な措置を講ずること。

#### (3) 消火体制

保安物件とみなさない建築物等の周辺には、初期消火のための体制を確保すること。

### 2 打揚方法の制限について

「煙火消費における保安距離の基準（神奈川県）」3(3)打揚方法の制限を行う場合、煙火玉には、取手、なわ又はひも等を付けることとし、次のいずれかによること。

#### (1) 荒なわ

太さ及び長さは、煙火玉に方向性を与えるものとし、長さについてはおおむね、直径の5倍の長さとする。

#### (2) ひも

太さ及び長さは、煙火玉に方向性を与えるものとする。（事例参照）

#### (3) 取手

太さ及び長さは、煙火玉に方向性を与えるものとする。（事例参照）

### 3 玉数等の制限について

同基準の3(4)玉数等の制限を行う場合、親みちへの着火を確実にするため、薬紙や着火線を取り付ける等の措置をすること。

### 4 斜め打ちの特例について

保安距離の適用については、次のことに留意すること。

#### (1) 小型煙火の保安距離

打揚筒を上方以外に傾けた場合であっても、別表3に掲げる取扱条件を満たしている場合、「斜め打ちの特例」の規定に関わらず、別表3の保安距離を適用して差し支えない。

#### (2) 別表4及び別表5に記載の無い煙火の保安距離

煙火の仕様、取扱い方法及び消費現象についての資料等に基づきその都度協議するが、煙火玉の大きさ及び種類に応じて、次表に掲げる保安距離を準用することが望ましい。

玉の大きさ及び種類	保安距離
7.5cm未満の打揚煙火	別表4における玉の大きさ7.5cmの安全距離等
別表2のⅠ(1)に分類される6cm以上7.5cm未満のスターメイン	別表4における玉の大きさ7.5cmの安全距離等
別表2のⅡ2(2)に分類される筒の内径が5cmを超え、玉の大きさが7.5cm未満の小型煙火	別表4における玉の大きさ7.5cmの安全距離等
別表2のⅡ2(2)に分類される玉の大きさが7.5cm以上の小型煙火	別表4の安全距離等
別表5のⅡ2に分類される球状若しくは円筒形の星粒(トラ)を発射薬を使用して連続して打揚げる仕掛煙火	別表5における(2)の安全距離等

※玉の大きさが不明な場合は、筒の内径を玉の大きさとみなす。

ひも

取手及び紐の例

取 手	取手付 (外径21cm、厚さ1.5mm ラングストーン巻紙、パイプ使用)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>玉</th> <th>取手の長さ</th> <th>(参考) 一般早打用の長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9cm玉</td> <td>90mm</td> <td>50~60mm</td> </tr> <tr> <td>12cm</td> <td>120mm</td> <td rowspan="2">70~80mm</td> </tr> <tr> <td>15cm玉</td> <td>150mm</td> </tr> </tbody> </table>	玉	取手の長さ	(参考) 一般早打用の長さ	9cm玉	90mm	50~60mm	12cm	120mm	70~80mm	15cm玉	150mm
玉	取手の長さ	(参考) 一般早打用の長さ											
9cm玉	90mm	50~60mm											
12cm	120mm	70~80mm											
15cm玉	150mm												

ひも 紐	ひも 紐 付 (梱包用紙バンドを使用)	ひも 紐の寸法												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>玉</th> <th>ひも 紐の長さ</th> <th>巾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9cm玉</td> <td>900mm</td> <td>8mm</td> </tr> <tr> <td>12cm</td> <td>1,000mm</td> <td>8mm</td> </tr> <tr> <td>15cm玉</td> <td>1,100mm</td> <td>16mm</td> </tr> </tbody> </table>	玉	ひも 紐の長さ	巾	9cm玉	900mm	8mm	12cm	1,000mm	8mm	15cm玉	1,100mm	16mm
玉	ひも 紐の長さ	巾												
9cm玉	900mm	8mm												
12cm	1,000mm	8mm												
15cm玉	1,100mm	16mm												

## 第4章 安全対策について

主催者及び打揚げ業者は、法令及び「煙火の安全な取扱い」（全国火薬類保安協会教本）に定めるもののほか、次のことを遵守し煙火消費の安全を図る。

### 1 危険区域（立入禁止）の設定について

消費に際しては、保安距離を確実に確保するため、関係者以外の立ち入りを禁止する危険区域（保安距離を含む区域）を打揚場所の状況に応じて具体的に設定すること。

また、準備作業中においても、煙火が地上開発した場合の危険等を防止するために必要な危険区域を設定すること。

なお、斜め打ちを行う場合、消費当日に風向等を勘案し、斜め打ちを行う煙火の位置や筒を向ける方向等の配置を変更する可能性がある場合は、すべての配置において保安距離を確保した危険区域が設定できるよう計画すること。

### 2 黒玉防止対策の実施について

黒玉の発生を防止するため、親みちの着火を確実にする対策及び不点火の危険性が高い雨の日の対策を事前に実施すること。

#### (1) 親みちの処理

ア 親みちに火薬を塗る、又は薬紙若しくは着火線を付ける等の不点火防止対策を実施する。

イ 煙火玉を早打ち方式で消費する場合は、7号以上の煙火玉にはあらかじめ早打ち用の火薬を取り付けるための紙袋になる紙を張り付けておくなど、薬こぼれしにくい取付け方法ができるものを使用する。なお、販売業者が消費する場合には、煙火玉の発注時にそのことを指定する。

ウ 早打ち用の煙火玉の打揚火薬は、原則として打揚火薬と煙火玉の親みちが接触するように取付ける。

#### (2) 雨の日対策

雨天における煙火の打揚準備は、次の方法で行うこと。

ア 親みちの処理は全て煙火製造所で事前に行う。

イ 補助作業員を通常時より増やす。

ウ 準備作業は、湿気・雨滴等の影響を受けないよう、テント等の中で行う。

エ 準備が終了した打揚筒は、ポリシート等でカバーをする。

オ 消費する直前の検査は厳重に行う。

### 3 保安管理体制の整備について

主催者及び煙火業者は、次の保安管理体制を整え、消費会場の安全確保を図ること。

#### (1) 主催者側の組織（役割）

- ・煙火最高保安責任者の選任（安全確保の統括管理）
- ・煙火保安責任者の選任（消費会場における主催者側の責任者）

- ・煙火連絡責任者の選任（主催者側の保安担当者）
- (2) 煙火業者側の組織（役割）
  - ・煙火消費総責任者の選任（煙火業者側の最高責任者で統括管理）
  - ・現場責任者の選任（消費場所における保安責任者）
  - ・班業務責任者の選任（現場責任者の指示のもと従事者を指揮）

#### 4 チェックリストによる点検について

現場責任者は、打揚煙火等の点検及び従事者の安全対策等の実施状況について、各班業務責任者に煙火消費実施状況チェックリスト（別添 4）により点検を行わせ、その実施状況を確認すると同時に、その結果を主催者に報告すること。

さらに、行政機関による立入調査時には、これを提示して説明する。

- (1) 消費場所の煙火置場等の設置状況の点検
- (2) 煙火置場の設置状況の点検
- (3) 打揚煙火、仕掛煙火、打揚火薬等の点検
  - ・煙火玉の表面及び導火の切口の吸湿の有無
  - ・煙火玉の表面の状況及び変形の有無
  - ・導火線の取付状況及び損傷の有無
  - ・早打用の煙火玉への薬包の取付け状況及び火薬量（打揚げ直前にも点検を実施）
  - ・わく物等の固定状況
  - ・小型花火の緊縛、固定状況
  - ・打揚火薬の吸湿の有無
- (4) 打揚筒の点検
  - ・筒の亀裂、穴、凹凸、変形の有無
  - ・紙筒については上記のほか、吸湿及び内面の剥離の有無
  - ・筒の設置状況
- (5) 従事者の安全対策等
  - ・従事者の安全対策
  - ・打揚筒の設置場所に携行された煙火（以下、「手元に置く煙火」という）の防護措置
- (6) 火災予防対策・盗難防止対策
- (7) 不発・黒玉の発生状況、未消費の煙火・火薬等の状況

#### 5 気象状況の監視について

主催者及び煙火業者は、消費会場に風向・風速計を設置し、開始前及び消費中の気象状況を監視すること。

#### 6 打揚筒の管理マニュアルの作成について

打揚筒の所有者には、保管、点検及び記録についての管理マニュアルを作成し、管理責任者を定めて管理させることとし、煙火消費の際は、このマニュアルにより適切に管理された筒を使用すること。

## 7 映画の撮影等で地中に埋没させる煙火の消費方法について

- (1) 煙火の覆土には、石塊類を含まないものを使用すること。
- (2) 点火の位置は、埋没地点が監視できる場所とし、危険のないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- (3) 消費に際しては、立入を禁止する危険区域を明示し、関係者以外は立入らないような措置を講ずること。

## 8 不発煙火の回収について

黒玉が発生した場合は、その処理又は安全が確認されるまでは、次の打揚げは行わないこと。

なお、消費終了後、消費会場を見回り、不発煙火（黒玉を含む）の回収を行うと共に、翌日の朝も同様に実施すること。

## 第5章 大会当日に行うこと

### 1 必要な施設の設定をする

本部、警備本部、救護所。

照明・放送設備、ゴミ回収箱、便所などの施設。

立ち入り禁止線（危険区域）の縄張り。

### 2 天候上の原因による危険があるときは、打揚を中断する

強風（警報発令時又は秒速10m以上）、火災警報発令時、大雨或いは打揚げ場所が船上の場合で波浪が激しく保安上支障がある場合は、煙火の打揚げを中止しなければならない。

### 3 花火を中止又は延期する時は広報する

当日雨天等で花火大会を中止又は順延するときは、決定次第すみやかに広報する。判断する時刻や広報の方法等を予め決めておくとよい。

### 4 花火打揚現場との連絡手段を確保する

プログラムの進行を円滑にするため、花火打揚現場と主催者側の進行係とはランシーバー、携帯電話等で緊密に連絡する必要がある。

### 5 車等を危険区域外に移動する

保安距離内に駐車している車等がある場合には、保安距離外に移動してもらう。突然移動させようとするトラブルを起こしやすいので、事前にその場所が花火大会中は危険区域内になることを十分周知しておく。

### 6 危険区域の見張りをする

立ち入りを禁止する危険区域には、主催者側の連絡係などの要員もなるべく立入らないようにする。往々、観客等が立入る例がある。警備員の配置、放送等による警告、その他安全を確認した後で花火打揚げを実施する。

### 7 救護班を設置する

花火の燃えかすが観客の目に入ることがあるので、洗眼の用意等をし、救護要員を配置するとよい。

### 8 打揚従事者を確認する

当初予定していた打揚従事者（一種手帳、二種手帳、臨時手帳）であることを確認する。（一種、二種、臨時手帳所持者の変更は、申請時に添付した名簿内での入替えに限って認められている。）

申請時に添付した名簿内に記載のない補助作業員<sup>\*</sup>については、当日の補助作業員を

記載した書面を提出する。

※補助作業者とは、直接点火作業以外の作業に従事し、手帳所持者の作業を補助する者をいう。

## 9 消費中は風の状況を監視する

風向風速計によって消費中の風の状況を監視する。

## 10 花火終了後の安全確保を図る

花火大会の観衆は、開始時には分散して集まり、終了時には一斉に帰るので、観客の誘導、足元の安全確保(照明、特設階段、手すりの設置など)に留意して混乱のないようにする。

また、会場の清掃、打揚現場の清掃(残火薬の有無の点検)、黒玉の回収等の分担、方法等を予め決めておく。

## 11 打揚を中断する場合の準備をしておく

災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認められるとき、県 の取締担当職員から消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、煙火消費を一時禁止し、又は制限の指示がされることがあるので、直ちに対応が取れるよう、予め連絡の体制を整えておく。

## 12 許可証の返納

主催者は、煙火の消費終了後(中止、順延を含む)、速やかに許可証を返納する。このとき煙火消費報告(別添 5)を併せて提出する。

消費中に異常現象が確認された場合及び過去5年間に異常現象が発生した花火大会等において、縦・横10cm以上、厚さ1cm以上の玉皮について調査し、煙火消費報告に玉皮の飛散状況を報告すること。

煙火消費報告の作成に当たっては、煙火業者の現場責任者から煙火消費実施状況チェックリスト(別添 4)について報告を受ける等緊密な連携を図る。

様式第 29 (規則第 48 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

## 火薬類消費許可申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
(地域県政総合センター所長)

(代表者)

名 称	
事務所所在地(電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
目 的	
場 所	
日 時 ( 期 間 )	
危 険 予 防 の 方 法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。



別 紙

打 揚 煙	種類 区分	6 cm玉	7.5 cm玉	9 cm玉	12 cm玉	15 cm玉	18 cm玉	21 cm玉	24 cm玉	30 cm玉		合 計
	ぽか物											
	割り物											
	計											

仕	種類	数量	内 容 ( 使用する煙火の種類等 )										
	スターマイン	台 個	種類 台	6 cm玉	7.5 cm玉	9 cm玉	12 cm玉	15 cm玉	18 cm玉	21 cm玉	24 cm玉	30 cm玉	
掛	小型煙火	台	種類	発射薬を使用しないもの			発射薬使用(内筒なし)			発射薬使用(内筒入り)			
			台	噴出し	音・光	推進・飛翔	乱玉・虎・花束	小 割	その他				
		個	大きさ										
			飛散範囲 ※										
煙	わく物等	台	種類	わく物		綱 物		回転する物					
			台										
			大きさ										
火	水上花火、 地上花火、 等	台	種類	打 込 式			投 込 式			設 置 式			
			台	9 cm玉	12 cm玉		9 cm玉	12 cm玉					
		個											
	合計	台 個											

(注) 斜め打ちを行う場合は、詳細を記した書面を添付すること。

※ 小型煙火の飛散範囲は、斜め打ちを行うものについてはこの欄に記載不要。

× 整理番号	第 号
× 受理年月日	年 月 日

### 火薬類（煙火）消費計画書

煙火の製造業者の 氏名又は名称				
消 費 の 順 序	時 間	煙火の種類	数 量	摘 要
消 費 現 場 責 任 者	消 費 場 所	氏 名	住 所	年 齢
	第1消費場所			
	第2消費場所			
附 近 見 取 図		別添図面のとおり		

備考 ×印の欄は、記入しないでください。

× 整理番号	第 号
× 受理日	年 月 日

火薬類消費許可申請書記載事項変更届

年 月 日

神奈川県知事殿  
(地域県政総合センター所長)

(代表者) 氏名

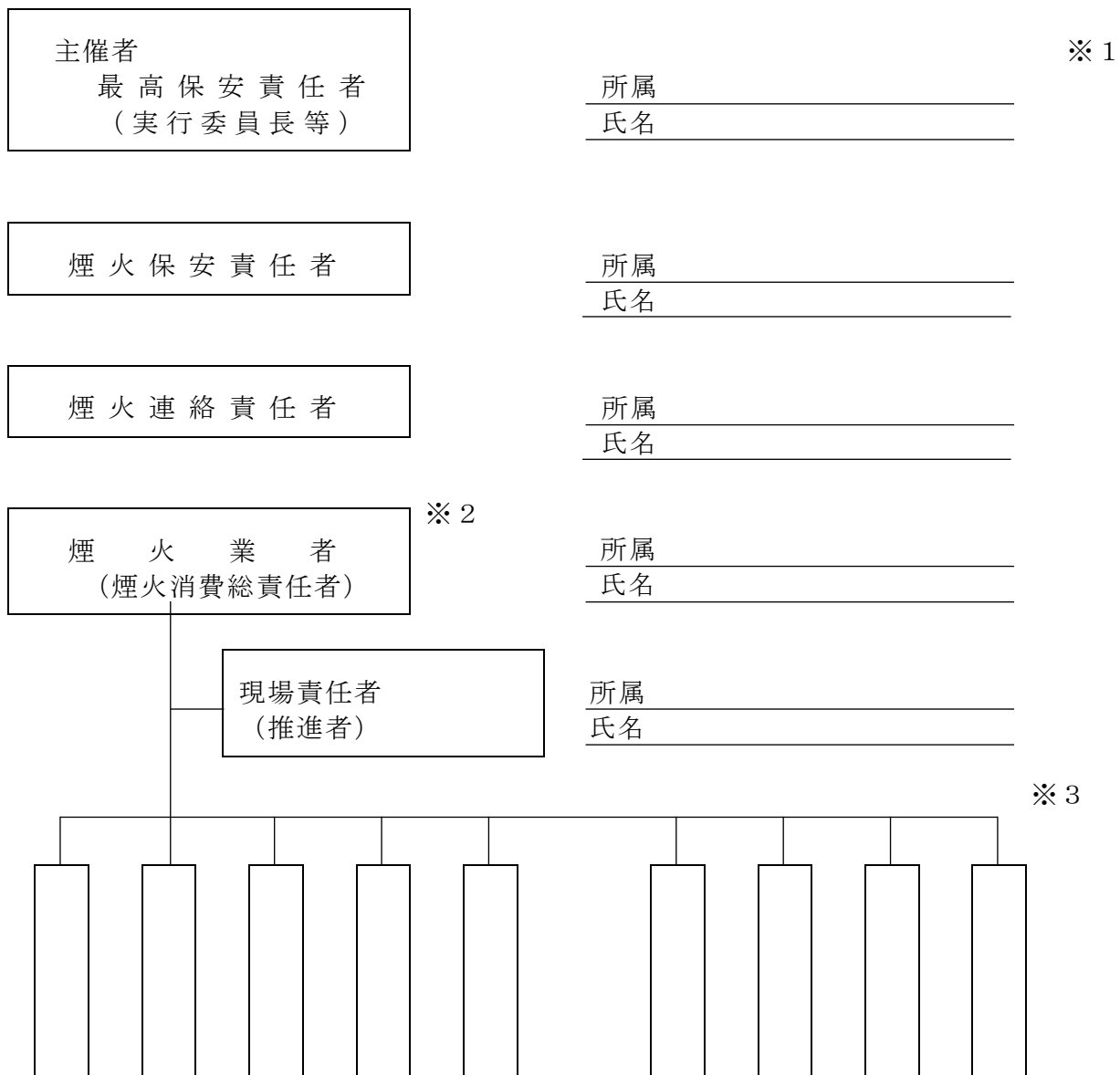
年 月 日付け申請しました、火薬類消費許可申請書の記載事項を変更しましたので、火薬類取締法施行規則第 81 条の 14 により届け出ます。

名 称		
事務所所在地 (電話)	TEL ( )	
職 業		
(代表者) 住 所		
氏 名		
許可年月日・番号		
変 更 事 項	新	
	旧	
変 更 理 由		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

(別添 1)

### 保 安 管 理 組 織 図



- ※1 主催者側の組織
- ※2 複数の煙火業者が消費する場合は、煙火打揚統括責任者を選任する。
- ※3 消費規模により、各班業務責任者は、保安上支障がない場合は兼務できる。

煙火販売業者の氏名又は名称	(社)日本煙火協会(1 県内会員 2 県外会員 3 非会員) 該当個所の数字を○で囲んでください。
第三者に対する損害賠償	

緊急連絡体制図



(注)

- 1 各分担の責任者は、円滑に煙火消費が行われるよう準備し、所在を明確にし連絡を密にする
- 2 天候上の理由等で延期又は中止等の場合は、なるべく早目に打合せて決定し、県等関係機関に連絡する
- 3 煙火消費会場においては、連絡をスムーズに行うため実施本部の所在を明確にし、トランシーバー等を使用する

(別添 3)

## 地震時における煙火消費場所に関する緊急処置作業標準

### 1 目的

この標準は、地震時に必要な緊急処置作業事項を具体的に定め、これを実行することにより災害を防止し、地震時の保安を確保することを目的とする。

### 2 基本想定

地震の規模	(1) 震源地 (震央) (2) 規 模 (3) 震 度 (4) 来 襲 時 刻	関東南部地方 M (マグニチュード) = 7.9 6弱 20時00分
対象となる設備 煙火置場・煙火消費設備		

### 3 緊急対策体制

指導者及び警備・連絡通報・消火等の担当の組織、役割を定める。

### 4 緊急処置作業

- (1) 作業者は、地震発生とともに準備作業及び打揚げ等すべての消費に関する作業を直ちに中止する。
- (2) 作業者は、点火用火種等火気の消火を行う。
- (3) 作業者は、露出している煙火等を防火シートで覆うか容器に収納する。
- (4) 見張人を配置し、盗難予防等事故防止に努める。

### 5 被害状況の把握

- (1) 煙火置場等における煙火の状況を点検する。
- (2) 消費場所及びその周辺の被害状況を把握する。
- (3) 地震の規模及び今後の予測等情報の収集に努める。

### 6 連絡

緊急対策体制で定めた連絡担当者は、指揮者の指示のもとに相互に連絡し合うとともに、可能な限り速やかに主催者及び次の関係官公署に状況を連絡する。

連絡先	神奈川県 警察署 消防署
連絡内容	・煙火消費場所の所在地 ・被害状況、警備状況 ・救援要請の有無

### 7 事後処理

- (1) 消費場所とその周辺及び道路交通状況等の安全を確認した後、煙火の異常の有無及び数量を点検し、煙火火薬庫に収納する。
- (2) 土砂等による埋没、水中への流出等煙火が紛失し危険が予想される場合はその回収を行う。
- (3) 回収不能の場合は、関係官公署に届出て指示を受け安全対策を講ずる。

### 8 器具・資材等の整備

次の器具・資材等を緊急使用に備え定期的に整備する。

- (1) 連絡用資材 携帯電話・トランシーバー・オートバイ・自転車等
- (2) 消火設備 消火器・消火用バケツ
- (3) 照明器具 大型懐中電灯
- (4) その他 救急用品・土木工具・防水シート、携帯用ラジオ等

(別添 4)

### 煙火消費実施状況チェックリスト

大会名 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 消費場所) \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( )

気象状況 天 候 \_\_\_\_\_ 風 向 \_\_\_\_\_ 風 速 \_\_\_\_\_ m / s e c

煙火搬入時刻 午 前・午 後 \_\_\_\_\_ 時

現場責任者名 \_\_\_\_\_ 従事者人数 \_\_\_\_\_ 人

点検項目	内 容	適	否	措 置	点検者
消費場所の位置	煙火置場、打揚場所、仕掛煙火は配置図（申請）どおりの位置か				
煙火置場の設置場所	湿地でなく、平坦な場所か 打揚筒等の設置場所から20m以上離れているか				
煙火置場の構造	火の粉等が侵入しない構造か 出入口は打揚筒等の設置場所と反対方向か 打揚筒等の設置場所から20m以上離れていない場合の防護措置はよいか				
玉箱での保管状況	打揚順序を考え、号数ごとに消費作業がしやすいよう保管整理されているか				
煙火玉・打揚火薬等	玉の表面・導火の切口が吸湿してないか				
	玉の表面に凹凸・変形はないか				
	導火線の取付けはよいか				
	打揚火薬は吸湿してないか				
	打揚用の玉には薬包が的確に取付けてあるか。また、薬量はよいか その他の煙火に異常はないか				
打揚火薬の入れ忘れ防止	適切な装てん方法か 入れ忘れはないか				
わく物等	固定は確実か				
小型花火	周囲を緊縛し、固定されているか				
筒	鉄製、ステンレス製等	亀裂・穴・凹凸・変形等はないか			
	紙 製	吸湿してないか			
		亀裂・穴・凹凸・変形等はないか 内面の巻紙に剥離はないか			
筒の設置場所・設置方法	平坦な場所か 固定は確実か				
従事者等の安全対策	筒と従事者との間に畳床等を設置してあるか 防炎加工した上着はあるか 救命胴衣はあるか 待避場所はあるか				
手元に置く煙火の容器	完全に蓋のできる堅固な容器か				
火災予防	設置場所の周囲に可燃物はないか 消火器・満水バケツの備えはよいか				
盗難予防	火薬類を存置している時の見張りは万全か				

点検責任者氏名 \_\_\_\_\_ 確認時間 午 前・後 \_\_\_\_\_ 時

不 発・黒 玉	無 有	有の場合の種類と数量及び処置
未消費の煙火・火薬	無 有	有の場合の種類と数量及び処置

(別添 5)

# 煙 火 消 費 報 告 書

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

法人にあっては  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_

煙火業者名			
許可番号	神奈川県指令	第	号
消費時刻	年	月	日 ( 曜日 ) 時 分 ~ 時 分
観客数	主催者 (警察) 発表観客数 : 名		
消費時の天候	晴れ ・ 曇り ・ 雨 ・ その他 ( )		
消費時の最大風速	最大風速約 m (計測時間 : 時 分頃)		
煙火打揚従事者	申請書のとおり ・ 申請書と異なる (詳細は、別紙のとおり) ※1		
煙火の当日消費数	申請書のとおり ・ 申請書と異なる (詳細は、別紙のとおり) ※2		
玉皮の飛散状況 ※3	調査時刻	年	月 日 時 ~ 時
	消費煙火の 最大の大きさ / 消費 数	c m / 発	
	飛散無 ・ 飛散有 (詳細は、別紙のとおり) ※3		
その他の異常現象	無 ・ 有 (詳細は、別紙のとおり) ※4		

※1 従事者が、申請書と異なる場合は、その者の会社名、氏名、年齢、経験年数、手帳番号を記載した書類を添付すること。

※2 打揚数が申請書と異なる場合は、打揚煙火の数量を記載した申請書の添付書類を朱書き訂正し、添付すること。

※3 消費中に異常現象が確認された場合及び過去5年間に異常現象が発生した花火大会等において、縦・横10cm以上、厚さ1cm以上の玉皮について調査すること。

また、保安距離外で玉皮を確認した場合は、打揚場所からの位置がわかる図面に玉皮の大きさ・個数・打揚場所からの距離について記載して、添付すること。

※4 黒玉や火災等の異常現象が有の場合は、事故報告書に詳細を記載して、添付すること。



(別添 参考様式)

火薬類消費許可申請書（別紙）に記載した煙火のうち、斜め打ちを行う煙火の詳細

- 注意事項 1 数量は、火薬類消費許可申請書（別紙）に記載した数量のうち、斜め打ちを行う内数を記載すること。
- 2 斜め打ちの固定方法、保安距離の根拠となる資料を添付すること。なお、発射薬量を増やす場合は備考欄に記載し、保安距離を協議すること。

打揚煙火	区分		6	7.5	9	12	15	18	21	24	合計
	種類		cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	
ぽか物	数量										
	仰角										
割り物	数量										
	仰角										
計											
(備考)											

仕掛煙火	種類	数量	内 容（使用する煙火の種類）									
			種類	6	7.5	9	12	15	18	21	24	
スターマイン	台 個	台		cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	
		仰角										
小型煙火	台 個	種類	発射薬使用(内筒なし)				発射薬使用(内筒入り)					
			乱玉・虎・花束				小 割		その他			
		台										
		大きさ										
	仰角											
合計	台 個											
(備考)												